

独立行政法人日本学術振興会「研究環境向上のための若手研究者雇用支援事業」  
における特別研究員受入れに関する取扱要領

制 定 令和5年10月1日

(趣旨)

第1条 独立行政法人日本学術振興会特別研究員（以下「学振特別研究員」という。）の受入れについて、外部資金等により雇用される非常勤職員就業規程に定めるほか、この要領で必要事項を定めて行うものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「学振特別研究員」とは、外部資金等により雇用される非常勤職員就業規程第23条に定める者をいう。
- (2) 「直接経費」とは、学振特別研究員を本学で雇用管理するにあたり必要となる経費をいう。
- (3) 「間接経費」とは、科学研究費による研究の実施に伴い、研究環境の改善や機能の向上など本学の管理運営に必要な経費として本学が使用する経費をいう。

(科学研究費助成事業特別研究員奨励費（学術条件整備）の使途)

第3条 独立行政法人日本学術振興会から本学へ交付される科学研究費助成事業特別研究員奨励費（学術条件整備）における直接経費の使途については、学振特別研究員に係る次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 社会保険料事業主負担分
- (2) 通勤手当

2 前項において残額が生じた場合には、学振特別研究員の研究環境整備等に要する経費に充当することができるものとする。

3 第1項各号に定める経費に不足が生じた場合には、間接経費で充当することができるものとする。

(人材育成方針)

第4条 学振特別研究員の人材育成については、別表「学振特別研究員人材育成方針」に基づき進めるものとする。

(給料)

第5条 学振特別研究員の給料は、PD、RPDについては月額362,000円、CPDについては月額446,000円とする。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

別表「学振特別研究員人材育成方針」

1	特別研究員においては、本学の特任教員と同等の待遇を確保することで、士気を高め、当該研究者の能力を十分に發揮し、自主的かつ自律的な研究活動に専念できるよう、雇用環境の充実を図る。
2	特別研究員を受け入れる研究責任者や実地指導教員等の適切な指導のもと、研究者として必要な高度専門的な知識や応用可能な技能を獲得し、また、研究倫理遵守の重要性を修得することにより、研究者としての礎を築くとともに、次のステージへ踏み出せるよう、計画的に育成する。
3	特別研究員の雇用期間中、学会への参加をはじめ、共同研究機関、他大学の研究者との交流の場の提供、教育経験の機会の提供、国際学術論文投稿や海外出張補助、科研費獲得に向けた支援等、研究者としてのキャリア形成を支援する。
4	「女性活躍推進法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づく横浜市立大学行動計画（ダイバーシティ推進計画）に掲げている男女共同参画、働き方改革・ワーク・ライフ・バランス、多様性を尊重した構成員支援を推進し、誰もが安心して働きやすく、活躍できる環境を醸成する。また、特に女性の特別研究員に対するキャリア形成支援策等を検討・実行する。性別等にかかわらず、独創的かつ人間性豊かであるとともに、高度な専門性と優れた研究力を身に付けた博士人材が、社会の多様な場で活躍できる環境を提供する